

保険料のお支払いは「口座振替」と「年金払い」を選ぶことができます

「口座振替」を希望される方は、役場後期高齢者医療制度担当窓口へお申し出ください。

【お申し出の際に必要なもの】 ご本人の保険証、預金通帳、お届け印

「年金払い」を希望される方は、手続きの必要がありません。

次のいずれかに当てはまる方は「年金払い」ができないため「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いいただきます。

- ・年金額が18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- ・介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分を超える方

なお、この制度に加入してからおよそ半年間は「年金払い」ができません。

「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場後期高齢者医療制度担当窓口へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられることがあります。

東日本大震災に被災された後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

東日本大震災に被災された被保険者につきましては、下記のとおり対応しております。

保険証をお持ちでない方

現在、保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることより、保険証をお持ちでない場合、氏名・生年月日・住所を医療機関にお申し出いただくことで受診できる取扱いとなっておりますが、平成23年7月1日からは、通常どおり、保険証の提示が必要になります。保険証の再交付を希望される方は、役場保健福祉課後期高齢者医療担当にお問い合わせください。

保険料や医療機関へのお支払いが困難な方

住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料や医療機関へのお支払い（一部負担金）が困難となった方については、申請により、減額、免除または徴収猶予が受けられる場合があります。また、年金から保険料をお支払いすることが困難な場合については「口座振替」や「納入通知書」によるお支払いに変更することもできます。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060 - 0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
☎ 011 - 290 - 5601

津別町役場保健福祉課
後期高齢者医療担当 ⑥番窓口
☎ 0152 - 76 - 2151(内線228・229)

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成23年度の保険料のお支払いについて～

後期高齢者医療制度は、被保険者（加入者）の皆様にご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆様が将来にわたって安心して医療を受けるための重要な財源となりますので、今後とも保険料のお支払いをお願いします。

なお、平成23年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせしますので、ご確認ください。

平成23年度保険料の計算方法（保険料率は平成22年度と変わりません）

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ 44,192 \text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割【本人の所得に応じた額】} \\ \text{（平成22年度中の所得 - 33万円）} \\ \times 10.28\% \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{（100円未満切り捨て）} \end{matrix}$$

- ・1年間の保険料の上限額は50万円です。
- ・年度途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料の軽減

均等割の軽減（年額）

- ・軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額が80万円以下)	9割軽減	【年額】 4,419円 (39,773円軽減)
33万円	8.5割軽減	【年額】 6,628円 (37,564円軽減)
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の被保険者数) 単身世帯の方は該当しません	5割軽減	【年額】 22,096円 (22,096円軽減)
33万円 + (35万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	【年額】 35,353円 (8,839円軽減)

例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$\begin{matrix} 168 \text{万円} \\ \text{（年金収入）} \end{matrix} - \begin{matrix} 120 \text{万円} \\ \text{（公的年金等控除額）} \end{matrix} - \begin{matrix} 15 \text{万円} \\ \text{（特別控除額）} \end{matrix} = \begin{matrix} 33 \text{万円} \\ \text{（軽減判定の所得）} \end{matrix} \rightarrow \begin{matrix} 8.5 \text{割軽減} \end{matrix}$$

65歳以上の方の公的年金に係わる所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得割の軽減

- ・加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- ・この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。